

京都市告示第298号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年11月14日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	松尾山田経70号線	西京区山田平尾町40番地の1地先 同町40番地の14地先		
2	大原野109号線	西京区大原野灰方町651番地地先 同町2114番地地先		

(建設局土木管理部道路明示課)